

令和8年3月27日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

議会運営委員会

委員長 雨澤 正

### 議案の提出について

次の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 記

#### 1. 議案番号及び件名

議案第62号 ひたちなか市議会委員会条例の一部を改正する条例制定  
について

## ひたちなか市条例第 号

### ひたちなか市議会委員会条例の一部を改正する条例

ひたちなか市議会委員会条例（平成6年条例第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号イ中「建設部」を「都市建設部」に改め、同号ウを削り、同号エ中「水道事業所」を「上下水道局」に改め、同号エを同号ウとする。

第7条第4項中「（常任委員及び議会運営委員の任期）」を「（（常任委員及び議会運営委員の任期））」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15条中「（委員長及び委員の除斥）」を「（（委員長及び委員の除斥））」に改める。

第18条第1項中「委員長」を「，委員長」に改める。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところ

ろにより，委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め，同条に次の1項を加える。

3 公述人は，オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め，同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条中第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は，オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

第29条第2項を削り，同条第3項中「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2項とし，同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず，同項の規定による記録の作成は，議長が定めるところにより，当該記録に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において，同項の規定による署名又は押印については，同項の規定にかかわらず，氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

## 付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際，現に改正前のひたちなか市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき経済建設委員会の委員長，副委員長及び委員の職にある者は，引き続きそれぞれ改正後のひたちなか市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき経済建設委員会の委員長，副委員長及び委員の職にあるものとし，その任期は，改正後の条例第5条の規定にかかわらず，改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第3号の規定による経済建設委員会に付議されている事件がある場合には、当該事件は、改正後の条例第2条第2項第3号の規定による経済建設委員会に付議されたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に改正前の条例第2条第2項第3号の規定による経済建設委員会によりなされた決定、手続その他の行為は、改正後の条例第2条第2項第3号の規定による経済建設委員会によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

旧	新	備考
<p>(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 経済建設委員会 8人</p> <p>ア 経済環境部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>イ 建設部の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>都市整備部の所管に属する事項</u></p> <p>エ <u>水道事業所の所管に属する事項</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は, 第4条(常任委員及び議会運営委員の任期)第4項の例による。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 経済建設委員会 8人</p> <p>ア 経済環境部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>イ <u>都市建設部の所管に属する事項</u></p> <p>ウ <u>上下水道局の所管に属する事項</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は, 第4条(常任委員及び議会運営委員の任期)第4項の例による。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は, 大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは, 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし, 第19条(秘密会)第1項の秘密会は, この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において, オンラインによる方法で出</u></p>	

旧	新	備考
<p>(定足数)</p> <p>第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条（<u>委員長及び委員の除斥</u>）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第18条 委員会は、議員のほか<u>委員長</u>の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 略</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条 略</p>	<p><u>席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条（<u>（委員長及び委員の除斥）</u>）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第18条 委員会は、議員のほか、<u>委員長</u>の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。））とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回</u></p>	

旧	新	備考
<p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ<u>文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、前3条の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p>	<p><u>線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u></p> <p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u></p> <p>4 参考人については、前3条の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 略</p>	

旧	新	備考
<p>3 <u>前2項</u>の記録は、議長が保管する。</p>	<p>2 <u>前項</u>の記録は、議長が保管する。  3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</p>	